

V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募

総務省は、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送（以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。）に係る無線局の免許、委託放送業務の認定等について、平成21年8月28日に「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」（以下「基本的方針」という。）を公表したところです。

一方、平成22年2月から同年7月まで、ラジオをはじめとした地域情報メディアの将来像について多様な角度から検討を行うため「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」が開催され、携帯端末向けマルチメディア放送のうち、90MHz以上108MHz以下の周波数を使用するもの（以下「V-Lowマルチメディア放送」という。）の諸課題等について提言が行われました。

総務省においては、同研究会の提言等も参考にしつつ、V-Lowマルチメディア放送に参画する様々な事業者が創意工夫を発揮することで受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が実現するよう、制度整備を検討しており、ついては、本放送で実現すべき放送などに関する下記の事項について、意見を募集いたします。

記

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について

(1) 「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）に対する意見についての考え方」（平成21年8月）においては、

- ・ 地域情報は既存メディアによって既に確保されていること
 - ・ ある程度のまとまった地域を対象とすることにより、地域とは異なるスポンサーの獲得や地域と比較してより多くの視聴者を対象としたサービスが可能となるなど、事業性の面からも新たな可能性が期待できること
- などから、V-Lowマルチメディア放送においては、複数の都道府県を対象とした地方ブロック向け放送を実現することが適当としています。

(2) 他方、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」（平成22年7月）は、同放送の放送対象地域は、地域性を考慮し、原則として県

域とするが、関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏の三大広域圏は、それぞれの広域圏(ブロック)を対象とした放送とするのが適当と提言しています。

- (3) 同放送の放送対象地域は、地域性を考慮し、原則として県(道を含む。以下同じ。)域とするのが適当と考えられます。ただし、三大広域圏については、交通網が発達し、通勤圏も拡大しているので、それぞれ一つの地域として捉えられることや周波数の有効利用の観点からそれぞれのブロックを対象とした放送とするのが適当と考えられます。
- (4) ついては、地域メディアとしての公共の利益を実現するものとなるよう、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域(三大広域圏のみブロック)と定めることについて、意見を募集します。

2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

- (1) 放送対象地域を県域・ブロックとすると、割当可能な帯域幅は、各県で2MHz(6~7セグメント)、ブロックでも3~4MHz(11~13セグメント)程度ずつしかありません。一の放送対象地域に複数の受託放送事業者が事業を展開するには、この割当可能な帯域幅を複数の事業者間に細分し、それぞれの受託放送事業者が同一地域内で放送設備を整備するなどの必要が生じます。例えば、各県・ブロックに2者が参入する場合には、一の受託放送事業者当たりの利用可能帯域は、上記の半分程度になってしまいます。このような狭い帯域幅を利用するのに、2者それぞれが同じような放送設備を備えることになると、厳しい事業採算性のためV-Lowマルチメディア放送の実現そのものが危ぶまれるおそれがあります。
- (2) 一方、一の放送対象地域に一の受託放送事業者しか存在しないと、配信に係る委託料が高止まりするなどの独占の弊害が現れないか懸念があります。しかし、コンテンツを配信する手段として見ると、V-Lowマルチメディア放送以外にも、V-Highマルチメディア放送、3GやWiMaxの無線ネットワーク、公衆無線LAN、有線のブロードバンドネットワークなどを経由する配信ルートが存在しています。V-Lowマルチメディア放送は、これらの複数の選択肢の中の一つであり、上記のような弊害は生じにくいと考えられます。
- (3) ついては、放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することについて、意見を募集します。

3. 受託国内放送の全国展開について

- (1) 三大広域圏など大都市部に比べて事業採算性が低いと見込まれる地方部での受託国内放送の展開は、義務付けなしには進まないことを懸念する意見があります。
- (2) 他方、事業採算性の低い地域での放送を義務づけることが大都市での委託放送事業者の事業展開の足かせになり、番組やアプリケーションの開発や提供が活発にならずに端末普及やハード整備が進まないことを懸念する意見もあります。
- (3) 受託国内放送への参入は全国1者とし、その1者に全都道府県での放送の展開を参入条件とすることによって全国での放送の展開を実現する方法や、受託国内放送への参入はブロック・県域ごとに1者とし、事業が成立する地域にだけ参入すればよいと割り切る方法は、それぞれに一長一短があります。
- (4) ついては、V-Lowマルチメディア放送のハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とするべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきかについて、意見を募集します。

4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について

- (1) 一部の既存のラジオ局は、AMやFMのアナログラジオの放送番組をV-Lowマルチメディア放送でもサイマル（同時に放送）する希望を有しています。一方、サイマル放送ではなく、現在の地上テレビジョン・ラジオ放送で行われている逐次（リアルタイム）のストリーミング放送の形態で独自の音声・音楽放送を行いたい事業者も存在しています。
- (2) ついては、このような放送がどのように計画されているのか、受信端末普及がどのように見込まれているのか、音声放送が果たす公共性と提供主体をどのように考えるべきか等について、意見を募集します。

5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について

- (1) V-Lowマルチメディア放送を地域の暮らしに根ざす地域メディアとするために隣接する県・ブロックごとに異なる帯域を割り当てると、県ごと

に6又は7のセグメント（ブロックごとに11又は13セグメント）の帯域が利用可能になると想定されています。

- (2) この帯域幅を多数の委託放送事業者に細分して割り当てれば、委託放送事業者の数が増えて多様性の確保に資することにはなりません。しかし、委託放送事業者が別々に設備を設置・管理すると効率が悪くなるおそれがありますし、蓄積型のファイルキャッシングでは広い帯域を使える方が実現するアプリケーションの幅が広がります。帯域を細分化せず、例えば3セグメントを単位として委託放送事業者に割り当てる方が合理的との意見があります。
- (3) 他方、仮に3セグメント単位で帯域を割り当てると、各県では2委託放送事業者しか参入できないような状況が生まれてしまいます。地元資本やベンチャー系の企業が参入しにくくなって、地域メディアとしての魅力や斬新な事業が現れにくくなるとの意見もあります。
- (4) ついては、設備投資の効率性やアプリケーションの柔軟性にかんがみて、委託放送事業者への帯域の割当ての単位を、ある程度まとまった数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が委託放送事業者や番組供給業者として参画できるようにする工夫について、意見を募集します。

6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について

- (1) 地域メディアは、一般に、地元で必要とされる情報をその地域内に提供しながら地域外にも情報発信していく、個性のある存在として期待されています。しかし、V-Lowマルチメディア放送を行うためにはこれまでの放送とは違う設備の保有や運用が必要になるので、個性はあっても中小の企業が少なくない地元資本にとって参入リスクが大きい一面があります。
- (2) このため、V-Lowマルチメディア放送では、委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を受託放送事業者が引き受けて行う方が合理的との意見があります。
- (3) 他方、受託放送事業者が本来委託放送事業者が保有すべき設備を保有し、委託放送事業者が受託放送事業者に対する依存を過度に深めることは望ましくないとの意見もあります。
- (4) ついては、受託放送事業者がいわゆるプラットフォームを含む事業基盤

としての機能を委託放送事業者に提供することの是非とその提供機能について、意見を募集します。

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について

- (1) V-Lowマルチメディア放送は、放送対象地域ごとに異なる周波数を利用するので、県やブロックによって異なる放送が可能で、しかも、特定地域の災害データだけを端末が選択して表示することができるために、居住地域ごとに異なる身近に必要な情報や刻々と変化する詳細な災害関連情報を放送するのに適したメディアとされています。
- (2) また、同放送によって災害の発生を、移動中であっても緊急に知らせることができます。車載のシステムと連動すれば、迂回路への誘導なども実現します。
- (3) 高齢者宅等に端末を配付して災害発生を知らせ避難誘導の一助にしたい自治体などと協力することで、安全安心のための社会システムとして普及価格の端末が登場することを期待する声もあります。
- (4) ついては、V-Lowマルチメディア放送によって必要な災害情報が一人でも多数の国民に届くようにするための方策と、それを実現する事業展開の具体的計画や可能性、安全安心な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性等について、意見を募集します。

8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

- (1) V-Lowマルチメディア放送が新聞や雑誌を電子化したファイルを放送する場合、当該委託放送事業者に放送法の規律が適用されます。このため、委託放送事業者の番組準則が紙の新聞や雑誌の編集に影響を与えかねず、この委託放送事業者に対する規律を通じて国の規律が及ぶことになることを懸念する意見があります。
- (2) 他方、新聞等の電子版をインターネットで配信する場合には放送規律は及ばず、あえて放送波によって一斉同報しようとする場合に限り問題になります。事業者が選択をして放送という手段を用いて配信する場合に、放送であるにもかかわらず放送法の規律が及ばないよう例外として切り分けるルールを設けることは、運用上も様々な問題が派生し困難、との考え方もあります。

- (3) ついては、V-Lowマルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律をどのようにすべきかについて、意見を募集します。
- (4) また、多数の新聞社や出版社がV-Lowマルチメディア放送を利用したいと望んでも帯域は有限なので、かなわない可能性があります。先んじて参入リスクを取り、取り組んだ新聞社だけが新聞の電子版をV-Lowマルチメディア放送を利用して配信できるといった事態は、地域メディアの健全な発展を阻害するとの意見があります。
- (5) 他方、機会の保障までは不要であって、地域メディアだからといった特別扱いはかえって不公平との意見もあります。
- (6) ついては、新聞社に代表される地域メディアの参画機会を公平にするための工夫について、意見を募集します。

9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について

- (1) NHKがV-Lowマルチメディア放送に参入することで同放送全体の魅力が高まることを期待する声があります。
- (2) 他方、端末普及が不透明な中で、受信料を原資とするNHKが参入することを不安視する声もあります。
- (3) ついては、NHKが本放送の受託国内放送と委託放送業務に参入することについて、意見を募集します。

10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について

- (1) V-Lowマルチメディア放送の受託放送事業者の選定手続は、電波の公平かつ能率的な運用、手続の透明性確保等の観点から、市場原理を活用する周波数オークションによるべきとの考え方があります。
- (2) 他方、本放送の果たすべき公共的役割（視聴エリアの拡大、災害情報の提供など）にかんがみれば、その事業者の選定は落札金額の大小によるべきではなく、また、オークション導入には電波法改正などに時間を要するので、地上アナログテレビジョン放送の空き周波数帯利用の利益を速やかに国民に還元するため、現行制度下で早期に放送を実現すべきとの考え方もあります。
- (3) ついては、本放送の受託放送事業者の選定手続として、周波数オークシ

ョンによることの適否について、意見を募集します。

11. その他

1. ～10. の事項のほか、V-Lowマルチメディア放送の制度枠組み
に関して留意すべき事項があれば、それに関する意見、要望を募集します。

以上